

コンバージェンスとアドプションをめぐる中国の対応

王 昱

大阪成蹊大学

要 旨

中国では、1978年に「改革・開放」政策が打ち出されたのを契機に、1993年の憲法改正によって「社会主義市場経済」が実行され、2001年にWTOへの加盟を果たした。近年、中国はBRICsの一員として世界から注目を集めるようになった。グローバル経済の急速な拡大を背景に、中国における中央集権に基づく「社会主義市場経済」は「資本主義市場経済」との差異が浮き彫りとなっている。中国は自国の市場経済を国際社会に認めてもらうために、会計分野を含むさまざまな分野において、成熟されつつある国際慣行を追従している。

2005年に、中国会計基準委員会（CASC）は国際会計基準審議会（IASB）との間でコンバージェンスに関する共同声明を公表した。その後、中国の会計基準と国際会計基準（IFRS）とは実質的なコンバージェンス（Substantial Convergence）を実現するという評価がIASB議長David Tweedie卿により与えられている。中国はアメリカ、日本のように国際会計基準を全面的に採用するのではなく、コンバージェンスを行う戦略を選択した。さらに、2008年の欧州証券規制当局委員会（CESR）が公表した助言書によれば、中国会計基準は、アメリカ、日本基準と並んで同等性評価を受けたことが判明した。

本稿では、中国におけるIFRSへのコンバージェンスの過程において、中国会計基準委員会ではなくむしろ政府機関である財務省が主導してきた“手本式アドプション”（IFRSをそのまま採用せず手本とする方式）について、その意味、特徴ならびにEUによる同等性評価を受けた経緯に対して検討し、中国会計戦略の総仕上げを概観する。

1. はじめに

近年、資本市場の拡大を背景にして、世界各国の会計基準設定活動は、従来の国際会計基準への調和化から「単一で、なおかつ高品質」な会計基準への統合に切り替えられている。2005年11月に、中国会計基準委員会（China Accounting Standards Committee, 以後CASCと略称する）は国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, 以後IASBと略称する）との間でコンバージェンスに関する共同声明（「Joint Statement of the Secretary-General of the China Accounting Standards Committee and the Chairman of the International Accounting Standards Board」¹⁾、以後北京声明と略称する）を公表した。その後、中国の会計基準と国際会計基準（International Financial Reporting Standards, 以後IFRSと略称する）とは実質的なコンバージェンス（Substantial Convergence²⁾）を実現するという評定がIASB議長David Tweedie卿により与えられている。

翌年の2006年2月に、CASCは「北京声明」の中でのIASBとの“約束”を履行し、公布された新版会計基準³⁾を上場企業において2007年1月より適用するように命じた。同

年11月には、中国証券監督管理委員会の首席会計師張為国氏がIASB理事として選出された（任期は2007年7月1日から5年）。この一件は、日本経済新聞にも取り上げられており、中国とIASBとの間の関係強化に繋がったが、IFRSを巡る共同研究作業などにおいて、中国の担うべき具体的な役割は未だに明確ではない。

2008年4月22日に欧州委員会（EC）は、会計基準の同等性評価に関する作業報告書を公表した。この作業報告書の内容によれば、中国の現行基準に対して「新たに適用が開始されたばかりであるが、適切に適用されているという情報もあるため、同等性評価を最長2011年まで延期するとともに、当分の間、経過措置を適用する⁵⁾」と評価した。

上記の結果をふまえて、中国会計戦略の展開はConvergence（中国語：趨同）というよりは、むしろEquivalence（中国語：等效）に重点が置かれるようになっており、その狙いは、2011年以降、調整措置無し⁴⁾の中国製財務報告書を世界の資本市場で通用せしめることにある。このため、中国は、IFRSの導入において、コンバージェンスとアドプションの二者択一にこだわらず、国益を最優先する「手本式アドプション」（IFRSをそのまま採用せず手本とする方式）のアプローチを遂行しているものとみることができる。

中国におけるIFRSへのコンバージェン

¹⁾「北京声明」の詳細内容について、拙稿[2007]を参照されたい。

²⁾David Tweedie [2006] “The adoption of the new Chinese accounting standards system brings about substantial convergence between Chinese Standards and International Financial Reporting Standards (IFRSs), as set by the International Accounting Standards Board (IASB)”.

³⁾新基準の詳細内容について、拙稿[2007]を参照されたい。

⁴⁾日本経済新聞、2006年11月9日（日刊）。

⁵⁾金融庁「会計基準の同等性に係る欧州委員会の作業報告書の公表について」、平成20年5月1日。<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080501.html>。

表1 「ノーウォーク合意」・「東京合意」・「北京声明」の要点比較

比較項目	ノーウォーク合意 Norwalk Agreement	東京合意 Tokyo Agreement	北京声明 Beijing Joint statement
基準設定機構名と 関連機関名	FASB 証券取引委員会	ASBJ 金融庁	CASC 財務省
機構設立期日	1973年	2001年	1998年
機構属性	常設民間組織	常設民間組織	財務省の管轄組織
IASBとの合意期日	2002年9月	2005年/2007年	2005年11月
IASBとのJoint Project	あり	あり	なし
EUによる 同等性評価の結果	評価できる	評価できる	最長2011年まで延期
IFRSと自国基準 との関係	IFRSを採用する可能性が 高まっている	2011年にIFRSへのコン バージェンス達成を予定、 採用を明言せず	同一でないことを表明して いる、実質的なコンバー ジェンスを実現

出所：筆者作成

スは、最終的にIFRSのアドプシオンにつながらるための長期的なプロセスであると筆者は考えており、本稿では、現時点において、コンバージェンスとアドプシオンをめぐる中国の対応を検討するにあたって、まず、中国を含め、一部の国のIFRSへの対応方式について5つに分類する。次に、中国の「手本式アドプシオン」の本質を紹介した上で、「手本式アドプシオン」の特徴を明らかにする。さらに、「手本式アドプシオン」アプローチの結果として中国企業基準に対するEUによる同等性評価に至った経緯を探り、最後に、IFRSへの対応戦略の総仕上を概観する。

2. IFRSへの対応方式の分類

2008年時点では、IFRSを採用する国の数は110ヶ国を超えていると言われるが、「採用」に関する詳細な定義は未だに存在しない。EUのようにIFRSに対してカーブアウト付き採用もあれば、カナダのように純粋なIFRSを採用(2011年)する予定の国も

ある。一方、すでにコンバージェンス国としてIASBに公認されているのは米国、日本、中国の三か国である。

米、日、中この三か国におけるIFRSへのコンバージェンスを巡って、【表1】でいくつかの要点項目に分けて比較を行った。【表1】で示したように、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)、IASBと日本企業会計基準委員会(ASBJ)の間では、基準差異を取り除く、あるいは基準差異を縮小するための共同プロジェクトを設けているが、中国の場合には、IASBとの間に共同プロジェクトは存在しない。また、EUによる同等性評価の結果において、中国は米・日と異なって“延期”という評価が下された。つまり、IFRSへの対応に関するこれらの要点比較を通じて、中国は米国、日本と異なるコンバージェンス・アプローチを取っていることは明確である。

コンバージェンスとアドプシオンをめぐる中国の対応をより理解するために、ここでは、上述したように公認されている「コンバージ

「コンバージェンス国」あるいは「採用国」との2種類の分け方と異なる分類を用いて、IFRS への“コンバージェンス方式”（如何にIFRSをアドプションするか）を重視して下記の5つに分類する。

- ① カーブアウト式アドプション
例：EUはカーブアウト付きでIFRSの採用が行われている。
- ② 共同作業式アドプション
例：米国、日本はIASBとの間で共同作業を設けている。
- ③ 手本式アドプション
例：中国、下記3.を参照。
- ④ word for word 式アドプション
共通語は英語である国の場合、例：カナダは2011年よりIFRSをそのまま採用する。
- ⑤ 翻訳式アドプション
共通語は非英語である国の場合、例：韓国は2011年よりIFRSを翻訳して採用する。

3. 「手本式アドプション」の意味

中国では、IFRSへのコンバージェンスについて、よくIFRSを「借鑑」という表現しており、「借鑑」の日本語の意味は“手本としてみる”、“見分ける”ことであるが、ここで用いる「手本式アドプション」は「自らの意思を損なわない前提で、あるお手本をよく学んで、妥当な部分を取り込み、不都合な部分は取り込まずあるいは修正して取り込む方式」と定義する。

中国はこの手本式アドプションを用いて、IFRSへのコンバージェンスを果たしており、

特に米国や日本と異なって、中国はIASBとの間で具体的な共同プロジェクトを持っていないにもかかわらず、コンバージェンスに対して明確な解釈を持っている。

中国が主張するコンバージェンスとは① is the direction（方向性）、② is not the same（同一でない）、③ is a process（プロセス）、④ is an interaction（お互いの行動）、⑤ is a new starting point（新しい出発点）である。②の主張から中国基準とIFRSとは同一ではないこと、そして、④の主張からIFRSの開発・制定への参画意識を伺うことができる。これらの主張に基づき、IFRSを完全導入するようなアドプションではなく、中国式の「手本式アドプション」を用いてIFRSへのコンバージェンスが進められてきた。

4. 「手本式アドプション」の特徴

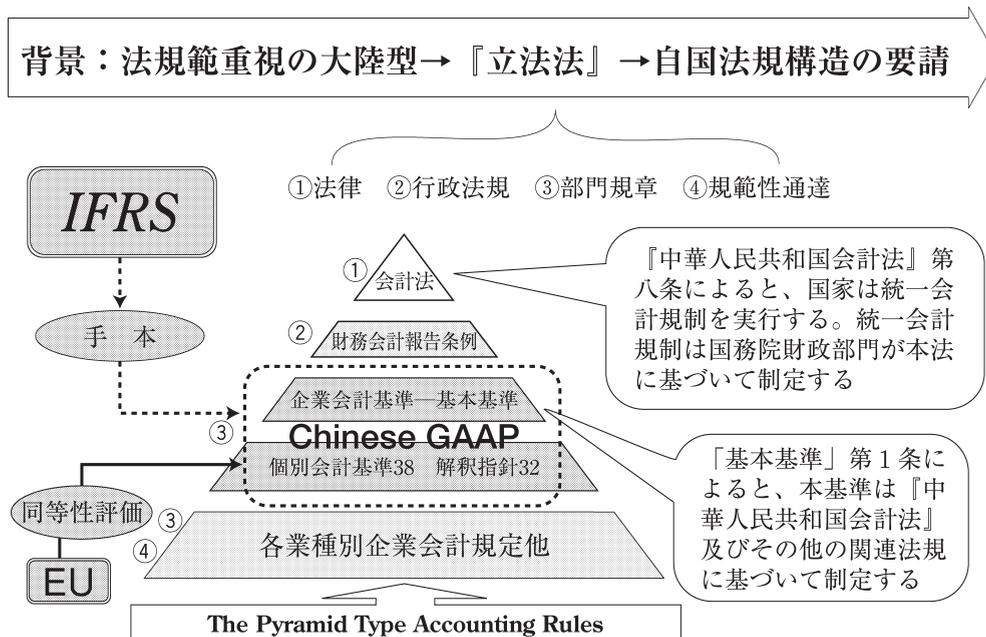
「手本式アドプション」特徴として、主に下記の2点を取り上げる。

① 「手本式アドプション」の段階的適用
中国では、「改革・開放」、「市場経済」、「グローバル経済」の要請を背景に、国際会計慣行を取り入れるために、「手本式アドプション」の適用企業は外資系企業から始まっており、後に、「上場企業」、「株式会社」、⁶⁾「その他の企業」まで、企業形態別に段階的に適用されてきた。この期間はちょうど会計基準の国際的調和化からコンバージェンスへの切り替えの期間であり、高品質なグローバル基準として地歩を固めているIFRSが最もいい手本となっており、中国会計規制の整備にはタイミング良く提供されたのである。

⁶⁾ 各形態の企業に異なる会計規定が適用されていることについて、徳賀芳弘・王昱 [2005] を参照されたい。

図1

Chinese GAAPの法的位置付け



(出典：著者作成)

このため、現時点で上場企業に適用されている「企業会計基準—基本基準」と38の個別基準ならびに32の解釈指針を含む中国の会計基準は実質上IFRSへのコンバージェンスが実現したと中国の財務省は主張しており、さらに、IASB議長David Tweedie卿からのお墨付きも得られた。中国の会計基準がEUによる同等性評価を受ける際に、欧州証券規制当局委員会(CESR)から公表された助言書⁷⁾及びECから公表された作業報告書⁸⁾の中で、これらはChinese GAAPと称されたため、以下では、Chinese GAAPの表

現を用いる。

② Chinese GAAPの法的位置づけ

中国の法制度は英米のようなアングロサクソン国と異なっており、法規重視の大陸型であるために、『立法法』という法律が存在している。この『立法法』の基で形成される階層式体制は①法律②行政法規③部門規章④規範性通告の4階層から構成されており、会計分野も例外ではない。【図1】のピラミッド型で示すように『會計法』(①法律)、「財務會計報告條例」(②行政法規)、「會計基準」(③部門規章)、各業種別會計規定他(③部門

⁷⁾ CESR's advice on the equivalence of Chinese, Japanese and US GAAPs CONSULTATION PAPER December 2007 (Ref: CESR/07-761). <http://www.cesr.eu>.

⁸⁾ Accounting: Commission Services report on convergence efforts of key partner countries. <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction>.

規章と④規範性通達) から中国の会計法規体制は構成されている。

基本基準、個別基準、解釈指針から構成される「会計基準」の部分つまり「Chinese GAAP」は、IFRSをお手本にした内容である。法的強制力を持たないIFRSの内容は「手本式アドプション」を通じて、「Chinese GAAP」に取り込まれており、さらに、この「Chinese GAAP」は会計法規体制の一部であるため、法的強制力が付与されている。

ここで注目すべき点は『会計法』および「基本基準」の規定により、「Chinese GAAP」の法的位置づけが付与されることによって、今後、「Chinese GAAP」の中身は変わるとしても、この階層構造がぶれることはなく、IFRSの改訂への対応は「Chinese GAAP」レベルでの修正によって行うことが可能であり、『会計法』の頻繁改訂は不要である。実際に、この「手本式アドプション」方式は法規重視の大陸型によく適合するものと考えられている。

5. EUによる同等性評価の経緯

「Chinese GAAP」は一つの基本基準と38の個別基準および32の解釈指針から構成されており、IFRSとの差異については、中国財務省の主張によれば、2008年時点で①関連当事者の開示、②減損の戻し入れ禁止、の二つの差異が存在する。中国側は今後のIFRSの改訂によって、これらの差異が取り

除かれることを待っている間に、「同等性評価を延期する」というCESRの助言が公表された。この結果、「Chinese GAAP」は米国基準、日本基準と同様にEUによる同等性評価の対象とされたことが世間に知られたのである。

EUによるChinese GAAPに対する「等效」(equivalence) 評価の経緯を紹介することにあたって、EUと中国間の主な会合を簡単に整理する。

① 2005年11月に、IFRSへのコンバージェンスの実現宣言を背景に、EUの域内市場委員会と中国財務省との間で「共同声明⁹⁾」が出されており、同等性評価に関する両者の間の協議が本格的に開始された。

② 2006年5月に、欧州連合域内市場コミッショナーであるCharlie McCreevy(チャリー・マククリービー)氏は「EC-China cooperation on Accounting and Auditing」と題する講演のために北京を訪れ、王軍氏よりEUによる同等性評価を受けたいという要望が伝えられた。

③ 2007年6月に、王軍氏は一年振りにチャリー・マククリービー氏に再会して、同等性評価について、同氏より“China would be the forth country after the United States, Japan and Canada, to accounting standards equivalence to those in the EU¹⁰⁾”との意思表示を受けた。

④ 2007年7月に、「Joint Statement The 3rd EU-China Economic and Financial Dialogue」の中で、2008年内に同等性評価

⁹⁾ 中国—EU間の「共同声明」の正式表題：「Joint Statement by the Ministry of Finance of China and the Directorate General for Internal Market and Services of the European Commission on International Convergence of Accounting Standards and Bilateral Cooperation」24 November 2005, Brussels, 調印担当者：王軍氏とMr. Schaub (EUの域内市場担当のシャウブ総局長)。

¹⁰⁾ “EU set to approve Chinese accounting standards”, <http://chinadaily.com.cn/chian/2007-06/13>.

の結論が出される¹¹⁾ことが約束された。

⑤上記のような経緯を経て、2007年12月18日に初めてChinese GAAPに言及したコンサルテーション・ペーパーがCESRより公表された。

このコンサルテーション・ペーパー¹²⁾の「第4章」(pp 12-14)で中国に関する助言が詳細に述べられている。さらに、2008年3月31日に公表された「CESR's advice on the equivalence of Chinese, Japanese and US GAAPs」(Ref: CESR/08-179)によれば、Chinese GAAPに対する評価の結果は、一言で言えば「postpone」¹³⁾、つまり「延期」とのことであった。しかし、「延期」と言っても、中国基準が同等性評価の対象になったことは中国にとっては、大きな意義をもつことである。

そこには、中国なりの下記の効果が期待されている。

①「Chinese GAAP」に基づいて作成された財務諸表がEU市場で承認されるために、財務諸表の作成費用と監査費用の低減が期待できること。

②WTO加盟後に、中国に対する「市場経済国」の承認拒否の動きが緩和されることが期待できること。

③EUから同等と評価されることによっ

て、アメリカ、日本、カナダ等他の国からも同等と評価されることが期待できること。

6. むすびにかえて —財務省主導のコンバージェンス戦略の総仕上げ

2008年は、コンバージェンス戦略の総仕上げを迎える時期となった。「改革・開放」に引き続き、「請進來，走出去」という国策が打ち出されている。すなわち、この意味は「相手に来ていただくこと、自分が出て行くこと」であるが、まさに「手本式アドプシオン」とはこの国策を実行するための良策であり、中国と国際社会の係りを深めるために作り出されたノウハウでもある。

会計分野において、会計基準と監査基準とはワンセットで国際基準へのコンバージェンスを果たして、EUによる同等性評価を受けたことは、中国が国際社会に受け入れられる証のひとつとして捉えることもできる。

また、会計基準と監査基準のコンバージェンスに加えて、企業内部統制制度とXBRL(拡張可能な事業報告用言語: Extensible Business Reporting Language)の導入も加速された。

2006年7月6日に中国企業内部統制基準委員会(中国語: 企業内部控制標準委員会、

¹¹⁾ “EU to decide on equivalence of Chinese accounting standards by mid 2008”: “The EU Commissioner for the Internal Market and Services Charlie McCreevy said last month that the European Commission was to approve Chinese accounting standards in line with the IFRS by the end of 2008”. “The Chinese companies listed in European stock markets would have no need to change their annual financial reports.”

<http://english.peopledaily.com.cn/90001/>.

¹²⁾ CESR's advice on the equivalence of Chinese, Japanese and US GAAPs CONSULTATION PAPER, December 2007 (Ref: CESR/07-761) <http://www.cesr.eu>.

¹³⁾ “CESR recommends the Commission postpone a final decision on Chinese GAAP until there is more information on the application of the new Chinese accounting standards by Chinese issuers.” <http://www.cesr.eu>.

CICSC: China Internal Control Standards Committee) は財務省の管轄下で設立されており、主席は王軍氏の担当で、2008年7月15日に、「企業内部統制基本規範」(中国語: 企業内部控制基本規範) を公布した。この規範は¹⁴⁾2009年7月1日より上場企業での施行が義務付けられており、非公開大中企業での使用が推奨されている。

XBRLの導入準備も着々と行われており、2006年6月に財務省の管轄下で“中国XBRL発展指導委員会”が設立された。同年、「XBRLの父」と呼ばれたチャールズ・ホフマン氏が中国を訪問し、著書の *Financial Reporting Using XBRL* の中国語翻訳書が翌年に出版された。2007年11月に、中国は臨時地域組織準会員と認定されており、¹⁵⁾現在、XBRLの試行採用は上海、深圳の両証券取引所で行われている。

このように、中国のコンバージェンス戦略の総仕上げは「①会計基準、②監査基準、③内部統制、④XBRL」という四つが出揃ったことによって実現されている。さらに、会計基準、監査基準、内部統制、XBRLにおけるそれぞれの責任者はすべて財務省副大臣王軍氏であり、まさに「四位一体」そのものである。なお、王軍氏は2008年2月14日にイギリスロンドンで「シティー名誉市民」として表彰された。

コンバージェンス戦略の総仕上げとして目指しているのは、多くの国から同等性評価を得ることにあると考えられる。すなわち、Made in Chinaの財務報告書を多くの国で通用せしめることであろう。そのために、EU以外の国との間でいろいろな協議が行われてきた。2007年12月に、中国基準と香港基準の同等声明¹⁶⁾が出されており、2008年4月に、中国と米国との間で「China-US Accounting Cooperation Memorandum of Understanding between the CASC and the FASB」¹⁷⁾が取り交わされている。これまで、中国のCASCと米国のFASBとの間では、実質的な協議あるいは共同プロジェクトはほとんど存在しなかったため、今後の展開に注目したい。また、いつの日か日本にも中国から同等性評価を求めることが無いとは言い切れない。

本稿執筆時においては、IFRSへのコンバージェンスの5つの方式(如何にIFRSをアドプションするか)を第2節で紹介したが、2012年以降、一部の国において、IFRSへの準拠方式は「Word for Word式」と「翻訳式」に限られる可能性が既に現れている。「しかし、IFRSをAdoptionなりConvergenceなりで受け入れようとする国々には、独自の主権が存在し、法体系や商慣習といっ

¹⁴⁾ 中国企業内部統制規範の導入に関する詳細は拙稿(2009)を参照されたい。

¹⁵⁾ 2008年11月12日にXBRL中国地域組織が正式に設立され、執行委員会の主席は王軍氏である。

¹⁶⁾ 声明の詳細について、香港会計士公会の<http://www.hkicpa.org.hk>、中国CASCの<http://www.casc.gov.cn>を参照されたい。

¹⁷⁾ 「China-US Accounting Cooperation Memorandum of Understanding between the CASC and the FASB」Norwalk, April 18, 2008. FASB Chairman Robert H. Herz noted " We look forward to continuing our dialogue with CASC, and to work with our counterparts in China to make international convergence of accounting standards a reality." <http://www.fasb.org/news/nr042808.shtml>.

た周辺環境が異なっているため、単純に1つの基準を押し付けるわけにはいかないのは明らかである」(丸山顕義 [2008], 54頁)。中国のような法規範を重視する大陸型の「手本式アドプション」がどこまで通用するのかは明白でないが、2012年以降、国内公用語は非英語である国はIFRSに対する準拠方式が「翻訳式」しか選べない状態に陥る可能性は極めて高い。従って、①IFRSの翻訳、②解釈指針の作成、③会計人材の育成、④CPA制度の「等效」(同等性)、⑤国内投資者へのサービスなどは、中国ないし公用語は非英語である国々において緊急問題として浮上することになり、あえていうが、IFRSの開発・準拠をめぐるアングロ・サクソン国と非アングロ・サクソン国の対立は簡単に避けられそうもない。

中国は、経済新興国の代表として、そして、アジアの一員として、世界各国との意思の疎通を図りながら、IFRSの開発・準拠に関する自国の問題をIASBに発信すべきであり、特に上記①から⑤の問題点を解決するために日本をはじめ、フランス、ドイツなど大陸法系諸国、そして公用語は非英語である国との協力に力を注ぐべきであると提言したい。

付記：第25回国際会計研究学会の自由論題報告に関して、川北博先生、平松一夫先生、徳賀芳弘先生より貴重なコメントをいただき、また、本稿の完成にあたり、原光世先生から貴重なアドバイスを頂戴いたしました。この場を借りて感謝の意を申し上げる次第でございます。

【主要参考文献】

岩野正憲 [2008]「第7回日中韓三ヶ国会計基準設定主体会議報告」『季刊会計基準』第20号。

遠藤博志 [2006]「同等性評価・相互承認と工程表の提示」『季刊会計基準』第15号。
 小津稚加子 [2008]「EUによる同等性評価の最新動向」『企業会計』, Vol. 60, No. 4。
 拙稿 [2007]「会計基準のコンバージェンスに向けて—中国の会計趨同戦略」『同志社商学』, 第59巻第1・2号。
 拙稿 [2009]「中国におけるコーポレート・ガバナンスの再考—内部統制基本規範の導入経緯を巡って」『研究紀要』大阪成蹊大学, 第6巻第1号。
 加古宜士 [2006]「会計基準の国際動向と我が国の制度的対応」『企業会計』, Vol. 58, No. 1。
 加藤 厚 [2006]「会計基準の同等性評価とコンバージェンスへの日本の対応—想定される次のターゲットは [2009年問題] か」『企業会計』, Vol. 58, No. 1。
 黒澤利武・原寛之 [2008]「欧州連合 (EU) による会計基準の同等性評価を巡る動きと、今後の我が国の会計基準設定の方向性に関する期待」『季刊会計基準』第20号。
 黒澤利武 [2007]「国際的なコンバージェンスの中で」『企業会計』, Vol. 59, No. 1。
 斉藤静樹 [2005]「IASBとの共同プロジェクトの立ち上げについて」『季刊会計基準』第8号。
 徳賀芳弘 [2005]「EUの国際会計戦略—インターナショナル・アカウンティングへの再挑戦と「同等性評価」問題—」『国際会計研究学会年報』, 2005年度。
 徳賀芳弘・王昱 [2005]「第7章 中国におけるIASへの対応」, 平松一夫・徳賀芳弘編著『会計基準の国際的統一』, 中央経済社。
 西川郁生 [2007]「会計基準委員会 (ASBJ) におけるコンバージェンスへの取り組み」『企業会計』 Vol. 59, No. 1。
 橋本 尚 [2007]『2009 国際会計基準の衝撃』, 日本経済新聞出版社。
 花堂靖仁+ダイヤモンド社 [2008]『XBRLの衝撃』, ダイヤモンド社。
 平松一夫 [2008]「会計基準国際化の歴史的経緯と今後の課題—調和からコンバージェンスへ」『企業会計』, Vol.60, No. 4。
 丸山顕義 [2008]「IASB/IASCFのガバナンス等を巡る最近の動向」『季刊会計基準』, 第21号。
 山田辰巳 [2006]「2006年2月に公表されたMOUについて」『季刊会計基準』, 第13号。
 山田辰巳 [2008]「IASBを巡る国際動向と日本の対応」『企業会計』, Vol. 60, No. 4。

【中国語参考文献】

王建新編著 [2007]『國際財務報告准則簡介及与中国會計准則比較』人民出版社。

查尔斯·霍夫曼著 財政部會計准則委員會組織翻譯 [2007]『XBRL 在財務報告中的応用 IFRS 和 US GAAP 版』中国財政經濟出版社。

David Tweedie [2006]「Statement of Sir David Tweedie , Chairman, International Accounting Standards Board」February 15,2006. Beijing, P.R. China 財政部會計司・中国注册會計師協會編『中国會計審計准則体系發布会專輯』, 經

濟科学出版社。

財政部會計司 [2008]「關於我国上市公司 2007 年執行新會計准則情况的分析報告」『會計研究』,第 6 期。

CASC [2008]「會計國際趨同簡訊」中国財政部會計准則委員會, 第 1 期—第 4 期。

CSRC [2007]『中国証券期貨市場簡介』, 中国証券監督管理委員會。

陳元芳編著 [2005]『内部會計控制』, 華中科技大学出版社。